

令和4年度

八代市公共下水道事業審議会

(用語解説)

熊本県 八代市

汚水とは？

- ・ 汚水は、一般家庭，事業所，工場等から生活，営業並びに生産活動によって排出される水のことです。

下水道使用料とは？

- ・ 下水道使用料は、下水道の汚水処理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する料金です。水量に応じて徴収されます。

公費負担とは？

- 一般会計の繰出金として市が税金で負担することです。

私費負担とは？

- 受益者(下水道利用者)が下水道使用料として負担することです。

有収水量とは？

- ・ 有収水量は、処理した汚水のうち下水道使用料の対象となる水量のことです。

使用料単価とは？

- ・ 使用料単価は、有収水量1 m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

$$\text{使用料単価 (円 / m}^3\text{)} = \text{下水道使用料} / \text{有収水量}$$

維持管理費とは？

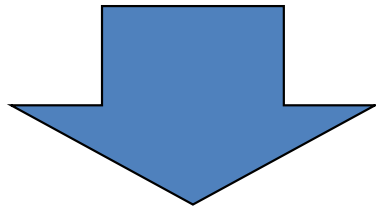
- ・ 維持管理費は、汚水を継続的に処理するためにかかる経費のことをいい、人件費・動力費・薬品費・清掃費・補修費等により構成されます。

資本費とは？

- ・ 資本費は、下水道事業を行うためにおこした起債（いわゆる借金）の元金と利子の償還金のことをいいます。

普及率とは？

- 八代市全体の人口(行政人口)に対し、污水管を埋設し、使用できる状態になった地域の人口(污水供用人口)の割合をいいます。
- 普及率 = 污水供用人口 ÷ 行政人口



下水道事業を計画していない地域の人口も含めて算出するため、普及率は向上しにくい。

八代市全体(R3年度末見込)

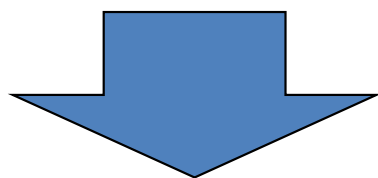
59,567人 ÷ 123,052人 = 48.4%

進捗率(整備率)とは？

- 公共下水道により汚水の事業認可区域面積に対し、汚水管を埋設し、使用できる状態になった地域の面積(汚水整備面積)の割合をいいます。

進捗率(整備率)

＝汚水整備面積÷汚水事業認可区域面積



公共下水道の認可計画区域外の面積が含まれていないため、実質整備の進み具合が解りません。

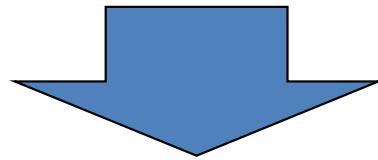
八代市全体(R3年度末見込)

1,802ha÷2,128ha＝84.7%

水洗化率とは？

- 污水管を埋設し、使用できる状態になった地域の人口（污水供用人口）に対し、実際に下水道に接続し、利用している人口（水洗化人口）の割合をいいます。

$$\text{水洗化率} = \text{水洗化人口} \div \text{污水供用人口}$$



水洗化人口は、徐々に増えてますが、毎年工事も行っていますので、污水供用人口も増えていきます。結果として、水洗化率は上がりにくい。

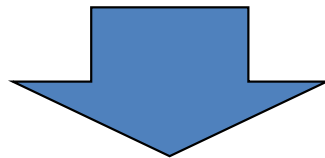
八代市全体（R3年度末見込）

$$52,265人 \div 59,567人 = 87.7\%$$

資本費算入率とは？

- 資本費算入率は、維持管理費に充当した残りの使用料が、資本費(元利償還金)にどれだけ充当されているかをいいます。つまり、毎年の借金返済のうち使用料で賄えている割合を示します。

$$\text{資本費算入率} = \text{使用料充当額} \div \text{汚水資本費}$$



公費で負担すべき部分を除いた資本費は、全額使用料で賄うのが原則です。

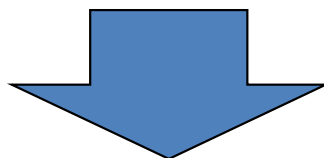
八代市全体(R3年度末見込)

$$444\text{百万円} \div 1,020\text{百万円} = 43.5\%$$

経費回収率とは？

- 経費回収率は、汚水事業に係る経費（維持管理費・資本費）のうち、使用料が充当されている割合のことをいいます。

$$\text{経費回収率} = \text{使用料収入} \div \text{汚水処理経費}$$



100%になると、独立採算として事業が運営されていることとなります。

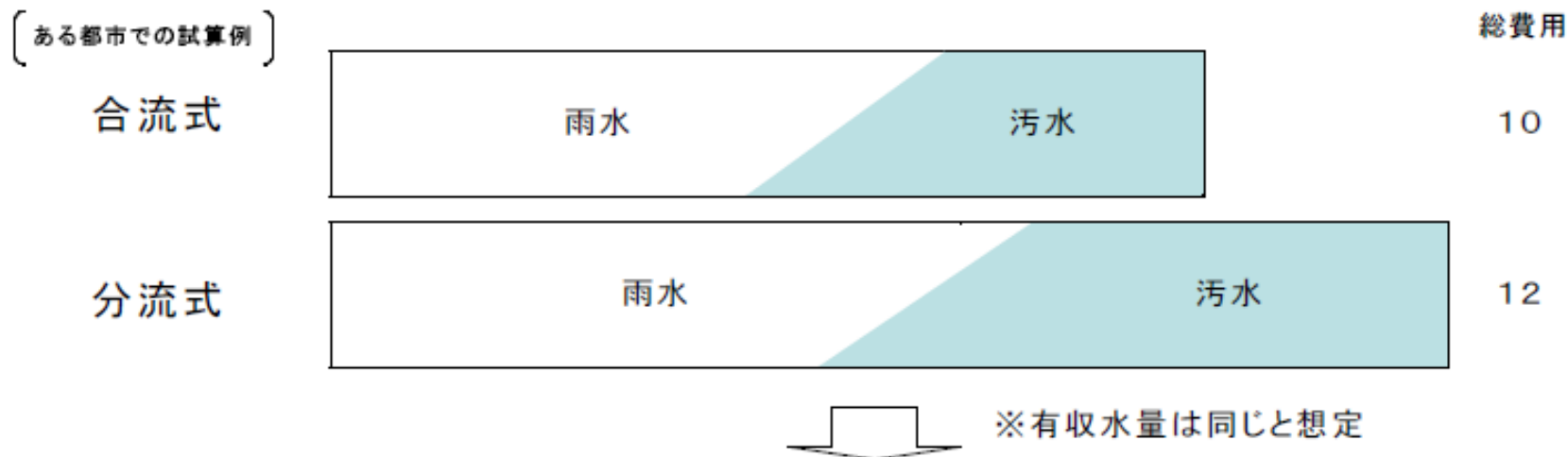
八代市全体(R3年度末見込)

$$1,189 \text{ 百万円} \div 1,765 \text{ 百万円} = 67.4\%$$

分流式下水道に要する経費とは？

公共下水道事業には、整備手法として雨水と汚水を一緒に流す合流式と、別々の管で流す分流式があります。建設コストは、分流式が高くなるため、高くなった分を公費で賄うこととしています。

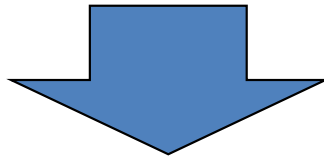
※八代市の下水道は分流式で整備しています。



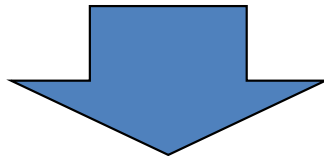
よって、当初建設コストを比較した場合、汚水資本費単価は、合流式よりも分流式が高いことがわかる。

認定水量とは？

井戸水使用の家庭で水量計測装置（メータ）
が設置されていない場合



下水道に汚水を流している量が分からない



上水道の使用状況から、1人当たりの使用水量
を算出し、上水道以外でも同量を使用したと認定
し、使用料を算定します。

八代市下水道条例第16条第2項及び同施行規則第16条